

監査の結果により講じた措置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成27年4月10日

神奈川県監査委員 真 島 審 一
 同 高 岡 香
 同 太 田 眞 晴
 同 古 沢 時 衛
 同 岩 本 一 夫

1 措置の対象となった監査の結果

平成26年11月18日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第14号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会、人事委員会及び公安委員会を除く46箇所(既報告の26箇所を除く)に係る67事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 政策局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
政策部土地水資源対策課	平成26年8月28日(平成26年7月17日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、時間外勤務手当2件、17,321円を支給していなかった。	不適切事項の時間外勤務手当については、平成26年8月15日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立公文書館	平成26年6月5日(平成26年4月17日職員調査)	(不適切事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 収入事務において、領収した現金を、神奈川県財務規則で定める納付期限内に指定金融	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制

		<p>機関に納付していないものが1件 980 円あった。</p> <p>2 契約事務において、ハロゲン化物消火設備貯蔵容器等更新工事ほか 1 件 (契約金額 14,140,350 円) の履行確認に当たり、神奈川県財務規則で定める検査に関する調書を作成していなかった。</p>	<p>を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、履行確認の過程において、検査に関する調書の作成を失念し、職員相互の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、経理担当者ハンドブックを活用し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県湘南地域県政総合センター	平成26年4月18日(平成26年3月4日から同月7日まで職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 契約事務において、県営かんがい排水事業に係る隧道工事の契約 (契約金額 32,655,000 円) に当たり、設計額の積算を誤り、設計額が 94,500 円過大のまま契約を締結していた。</p> <p>2 物品管理事務において、委託契約の成果物として取得した、価額が 5 万円以上の円形テーブル 3 台 (帳簿価額 (単価) 65,940 円) を備品台帳に記録していなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、設計書作成過程において、確認が不十分であったことから、積算を誤り、設計額が過大となったものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 物品管理事務については、委託契約の成果物である物品の取得手続について、理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県県西地域県政総合センター	平成26年4月23日(平成26年3月11日から同月14日まで職員調査)	<p>(要改善事項)</p> <p>「県営林道パトロール委託業務に係る委託料の積算方法に関する件」</p> <p>県営林道パトロール委託業務に係る委託料の積算方法について見直しの検討が必要と認められるものがあつた。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>要改善事項については、委託料の積算方法において、一定の想定の下に一律の単価を設定していた点を見直し、平成 26 年度の契約より、過去の業務実態に合わせ複数の単価を設定した。</p>

(2) 総務局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成26年 8月29日（平成26年 7月22日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 収入事務において、県有財産売買契約に係る契約保証金として受け入れた歳計外現金を売買代金の一部に充当するための調定が3月を超えて遅れているものが1件、5,690,000円あった。</p> <p>2 契約事務において、職員研修業務委託ほか6件（契約総額148,069,861円）の契約の締結に当たり、期間の始期が4月1日である契約を会計局長通知に反し5月に締結していた。</p> <p>（要改善事項）</p> <p>「県有財産の売買契約における契約保証金を売買代金へ充当するための収入調定に関する件」</p> <p>県有財産の売却に当たり、歳計外現金として預かった契約保証金を売買代金の一部に充当する際の収入調定について、所有権移転登記の完了まで行っていないものがあった。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、担当者を定めて定期的に歳計外現金の状況の確認を行う。また、受け入れた歳計外現金を売買代金の一部に充当するための収入調定を、所有権移転登記を待たずに売買代金(契約保証金を控除した額)の完納時点で行うよう見直すことにより、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、新たに契約期間の始期が4月1日である契約の処理状況表を作り適切な進行管理を行う。また、事業所管所属と経理担当所属との連絡を密にすることにより、適正な事務執行に努める。</p> <p>要改善事項については、契約保証金を売買代金の一部に充当する時期を見直し、所有権移転登記を待つことなく、売買代金の完納時点で収入調定することとした。</p>
財政部課税課	平成26年 8月29日（平成26年 7月31日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、税務電算システム関係帳票等輸送業務委託の契約の締結に当たり、入札不調後に業務仕様の変更がないにもかかわらず、予定価格（税抜単価）を13,000円から15,600円に増額変更したうえで随</p>	<p>不適切事項については、当初の設計額の積算が適切でなかったことに加え、入札不調後の随意契約の手續に関する理解が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係法令の理解の向上を図る。また、市場価格の調査を実施し、よ</p>

		<p>意契約により契約（契約総額2,716,560円）していた。</p>	<p>り適切な積算を行い、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努める。</p>
<p>財政部徴収対策課</p>	<p>平成26年8月29日（平成26年7月31日職員調査）</p>	<p>（要改善事項）</p> <p>「1 自動車取得税及び自動車税に係る督促状の発付事務に関する件」</p> <p>自動車取得税及び自動車税の督促状の発行に当たり、法で定める期間内に督促状を発することができない要綱を定めていた。</p> <p>（以下省略）</p> <p>「2 自動車税の口座振替による納付における口座解約による振込不能の取扱いに関する件」</p> <p>自動車税の口座振替による納税事務において、口座振替不能理由が口座解約によるものに対しても口座振替の手続を継続していた。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>要改善事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 自動車取得税及び自動車税の証紙徴収分に係る未納付の取扱いに関する要綱については、自動車取得税及び自動車税の証紙徴収分の督促状を地方税法及び神奈川県県税条例の定める期間内に発付できるように事務取扱いを見直し、改正した。</p> <p>2 口座振替による県税の収納事務取扱要綱については、口座振替の不能理由が口座解約である場合には、納税者からの解除依頼又は金融機関からの解除通知がなくとも振替手続から除外できるように事務取扱いを見直し、改正した。</p>
<p>財産経営部財産経営課</p>	<p>平成26年8月29日（平成26年7月28日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、普通財産の貸付けに当たり、貸付料の算定を誤って貸付けていた。これにより、貸付料1件、169,615円が徴収不足となっていた。</p> <p>（要改善事項）</p> <p>「県有財産の売買契約における契約保証金を売買代金へ充当するための収入調定に関する件」</p> <p>県有財産の売却に当たり、歳計外現金として預かった契約保証金を売買代金の一部に充当する際の収入調定について、所有権移転登記の完了まで行っていないものがあった。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>不適切事項については、普通財産の貸付けに当たり、確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>要改善事項については、契約保証金を売買代金の一部に充当する時期を見直し、所有権移転登記を待たずに、売買代金の残金完済時に契約保証金を売買代金に充当できるよう所定の収入事務手続を行うこととした。</p>

財産経営部 舎課	平成26年 8月 29日(平成26 年 7月29日職 員調査)	(不適切事項) 支出事務において、本庁 舎等警備業務委託料ほか14 件の支払に当たり、政府契 約の支払遅延防止等に関す る法律に定められている支 払期限を過ぎていた。その 結果、うち10件について 17,700円の遅延利息を支払 っていた。	不適切事項については、進行管理が 不十分であったことによるものであ る。 今後は、このようなことがないよ う、新たに支払手続確認表を作成し、 複数の職員による確認体制を強化す ることにより、適正な事務執行に努め ることとした。
-------------	--	---	--

(3) 安全防災局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
安全防災部 災害対策課	平成26年 7月 23日(平成 26 年 6月12日職 員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公務 出張に当たり、人事給与シ ステムによる所定の手続 を行わなかったため、旅費 7件、2,890円を支給して いなかった。	不適切事項の旅費については、平 成26年 11月 7日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよ う、公務出張における所定の手続の 厳守を改めて周知徹底するととも に、複数職員による確認体制を更に 強化することにより、適正な事務執 行に努めることとした。
安全防災部 工業保安課	平成26年 7月 23日(平成 26 年 6月13日職 員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公務 出張に当たり、人事給与シ ステムによる所定の手続 を行わなかったため、旅費 27件、6,600円を支給して いなかった。	不適切事項の旅費については、平 成26年 9月 2日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよ う、公務出張における所定の手続の 厳守を改めて周知徹底するととも に、複数職員による確認体制を更に 強化することにより、適正な事務執 行に努めることとした。
安全防災部 くらし安全 交通課	平成26年 7月 23日(平成 26 年 6月 9日職 員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、次の とおり誤りがあり、事務処 理が著しく不適切であつ た。 1 公務出張に当たり、人 事給与システムによる 所定の手続を行わな かったため、旅費 8件、 1,800円を支給してい なかった。また、旅行命令 に誤りがあり、2件、400	不適切事項の庶務事務について は、次のとおり措置した。 1 不支給の旅費については、平成 26年 7月 15日に本人に支給した。 また、過大支給の旅費については、 同年 6月 25日に本人から返納さ れた。 今後は、このようなことがない よう、公務出張における所定の手 続の厳守を改めて周知徹底すると ともに、複数職員による確認体制

		<p>円を過大に支給していた。</p> <p>2 時間外勤務手当 4 件、37,344 円を支給していなかった。</p>	<p>を更に強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 時間外勤務手当については、同年 8 月 16 日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、時間外勤務における所定の手続の厳守を周知徹底するとともに、複数職員による確認体制を更に強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--	--	---

(4) 県民局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成 26 年 7 月 25 日(平成 26 年 6 月 5 日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 収入事務において、広報紙「県のたより」広告掲載業務契約に基づく 11 月号分の広告料(1,387,050 円)が納付期限を過ぎて納付されたことによる違約金の調定が 3 月を超えて遅れているものが 1 件、1,254 円あった。また、予算科目に誤りがあった。</p> <p>2 支出事務において、家庭養育支援事業委託料の支払に当たり、契約書に定める代金の支払時期を過ぎて支払っているものが 2 件、1,841,000 円あった。また、契約期間の始期が 4 月 1 日である契約を会計局長通知に反し 5 月に締結しているものが 1 件あった。</p> <p>3 契約事務において、アートホール屋上防水工</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、違約金の発生事実の確認の遅れ及び収入科目の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>予算科目の誤りについては、平成 26 年 6 月 11 日に科目更訂処理を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、経理研修を行い、経理関係事務の理解の向上を図るとともに、事業所管課と十分連携を図りながら、複数の職員による執行書類の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 支出事務については、執行書類の確認及び進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、経理研修を行い、経理関係事務の理解の向上を図るとともに、事業所管課と十分連携を図りながら、複数の職員による執行書類の確認及び進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 契約事務については、請書を徴</p>

		<p>事に係る監理業務委託（契約金額 395,850 円）の契約の締結に当たり、請書を徴取すべき内容であるにもかかわらず、これを徴していなかった。</p>	<p>するかどうかの確認や進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、経理研修を行い、経理関係事務の理解の向上を図るとともに、事業所管課と十分連携を図りながら、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>くらし県民部広報県民課</p>	<p>平成26年7月25日(平成26年6月10日職員調査)</p>	<p>(不適切事項)</p> <p>収入事務において、広報紙「県のたより」広告掲載業務契約に基づく11月号分の広告料(1,387,050円)が納付期限を過ぎて納付されたことによる違約金の調定が3月を超えて遅れているものが1件、1,254円あった。また、予算科目に誤りがあった。</p>	<p>不適切事項については、違約金の発生事実の確認及び収入科目の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>予算科目の誤りについては、平成26年6月11日に科目更訂処理を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定等を確認し、経理関係事務の理解の向上を図るとともに、総務室と十分連携を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>くらし県民部文化課</p>	<p>平成26年7月25日(平成26年6月11日職員調査)</p>	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、アートホール屋上防水工事に係る監理業務の委託(契約金額 395,850 円)に当たり、他課における事務処理の不備に加え、当課においても、防水工事(工期:平成25年12月27日から平成26年3月14日まで)が完了するまでの間、受注者に対して必要な業務履行状況の確認を行っていなかったことから、受注者において監理業務の正式な発注を受けていないとの誤解が解消されず、監理業務が行われないまま防水工事が完了していた。</p>	<p>不適切事項については、発注後の進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、総務室と十分連携を図るとともに、業務履行状況などの進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

次世代育成 部次世代育 成課	平成26年7月 25日(平成26 年6月12日職 員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、 かながわ子育て応援パス ポートイメージキャラク ターの着ぐるみ1点(帳簿 価額1,050,000円)を備品 台帳に記録していなかつ た。	不適切事項については、備品管理 に関する理解が不十分であったこと によるものであり、着ぐるみについ ては、平成26年11月20日付けで備 品台帳に記録した。 今後は、このようなことがないよ う、関係規定等を確認し、備品管理 事務に関する理解の向上を図ること により、適正な事務執行に努める こととした。
次世代育成 部子ども家 庭課	平成26年7月 25日(平成26 年6月13日職 員調査)	(不適切事項) 支出事務において、家庭 養育支援事業委託料の支 払に当たり、契約書に定め る代金の支払時期を過ぎ て支払っているものが2 件、1,841,000円あった。 また、契約期間の始期が4 月1日である契約を会計 局長通知に反し5月に締 結しているものが1件あ った。	不適切事項については、進行管理 が不十分であったことによるもので ある。 今後は、このようなことがないよ う、総務室と十分連携を図るととも に、新たに執行状況確認表を作成し 進行管理を行うとともに、複数の職 員による執行書類の確認を徹底する ことにより、適正な事務執行に努め ることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立 青少年セン ター	平成26年7月 25日(平成26 年5月29日及 び同月30日職 員調査)	(不適切事項) 次のとおり誤りがあり、 事務処理が著しく不適切 であった。 1 予算の執行において、 科学準備室レンジフード 取付工事(契約金額 169,000円)及び流し取 付工事(契約金額 139,000円)の執行に当 たり、備品購入費と需用 費の併合執行とすべき ところ、取付工事として 全て需用費で執行して いた。また、取付工事に より取得した価額が5 万円以上のレンジフード (帳簿価額53,760円)	不適切事項については、次のとお り措置した。 1 予算の執行については、経費区 分の確認が不十分であったこと によるものであり、レンジフード及 び流し台については、平成26年6 月17日付けで台帳に記録した。 今後は、このようなことがない よう、複数の職員で経費区分の確 認を徹底することにより、適正な 事務執行に努めることとした。 2 収入事務については、進行管理 が不十分であったことによるもの である。 今後は、このようなことがない よう、進行管理を徹底すること により、適正な事務執行に努めるこ

		<p>及び流し台(帳簿価額50,000円)を備品台帳に記録していなかった。</p> <p>2 収入事務において、行政財産の目的外使用許可に係る使用料の調定が3月を超えて遅れているものが1件、9,450円あった。</p> <p>3 財産管理事務において、行政財産の目的外使用許可に当たり、使用料の算定を誤って許可していた。これにより使用料1件、38,123円が徴収不足となっていた。</p>	<p>ととした。</p> <p>3 財産管理事務については、関係通知等の確認が不十分であったことによるものであり、平成26年10月14日付けで変更許可を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係通知等に関する理解の向上を図ることにより、適正な執行に努めることとした。</p>
--	--	--	--

(5) 環境農政局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
環境部資源循環課	平成26年8月21日(平成26年7月7日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、時間外勤務手当2件、16,345円を支給していなかった。	不適切事項の時間外勤務手当については、平成26年8月15日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
水・緑部水産課	平成26年8月21日(平成26年7月3日職員調査)	(要改善事項) 「漁港事務所が発注する工事における占用料の算定方法に関する件」 漁港事務所における収入事務において、事務所が発注する工事の現場事務所占用料について工事価格の積算に計上されているにもかかわらず免除している事例や占有面積に対応する占用料の算定に当たり、日割計算すべきところ月割計算している事例があった。 (以下省略)	要改善事項については、占用料免除の取扱い及び月割計算の解釈等について各漁港事務所が合理的かつ統一的な取扱いをするよう改善するため、新たな水産課長通知により、各漁港事務所に対して周知徹底を図った。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県農業技術センター	平成26年4月23日(平成26年4月22日及び同月23日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 物品管理事務において、販売するために取得した生産物6件(売払金額238,159円)を生産物台帳に記録していなかった。</p> <p>2 歳計外現金事務において、源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の納付に当たり、法定期限後に納付していた。これにより、不納付加算税及び延滞税の賦課決定を受けて納付したものが1件、17,000円あった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 物品管理事務については、新たな物品管理方式についての理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、物品管理に係る各種規定の理解向上を図るとともに、生産物台帳に加え副簿を新たに作成し、複数の職員による確認体制の整備を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 歳計外現金事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、払出処理の際の起案文書に添付する書類を見直すとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県農業技術センター三浦半島地区事務所	平成26年4月23日(平成26年4月15日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、事務所敷地外の使用について許可しているものが1件あった。これにより、年度ごとに511円を過大に徴収していた。</p>	<p>不適切事項については、行政財産の目的外使用許可に当たり、確認が不十分であったことによるものである。過大徴収分については、平成26年6月11日に申請者に還付した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制の整備を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県農業技術センター足柄地区事務所	平成26年4月23日(平成26年4月17日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、破砕施設(定格出力12.7kW)及び発酵施設(面積32m²)での作業に当たり、神奈川県生活環境の保</p>	<p>不適切事項については、県条例についての理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>作業の種類の変更許可については、平成26年8月15日に指定事業</p>

		全等に関する条例に基づく作業の種類の変更の許可を受けていなかった。また、同条例の規定に基づき設置しなければならない表示板を掲示していなかった。	所に係る変更許可申請を小田原市長に提出し、表示板については、直ちに掲示を行った。 今後は、このようなことがないように、当地区事務所の業務遂行に係る条例等を再確認し、適正な事務の遂行に努めることとした。
神奈川県畜産技術センター	平成26年4月23日(平成26年4月21日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、発酵施設(面積744㎡(常用))での作業に当たり、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく作業許可を受けていなかった。また、同条例の規定に基づき設置しなければならない表示板を掲示していなかった。	不適切事項については、県条例についての理解が不十分であったことによるものである。 平成26年5月22日に県央地域県政総合センターに具体的な手続方法の指導を依頼した。表示板については、直ちに掲示を行った。 今後は、このようなことがないように、条例の内容を十分に精査し、必要手続確認表を作成するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立フラワーセンター大船植物園	平成26年6月11日(平成26年2月25日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、入園料徴収、入園受付案内及び夜間警備等委託契約(契約金額11,718,000円)の仕様書に、委託業務に不適合な、労務管理上の事項に関する内容を定めていた。	不適切事項については、委託契約に関する会計局指導課長通知の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定等の理解の向上を図るとともに、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(5) 保健福祉局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	平成26年8月20日(平成26年6月30日職員調査)	(不適切事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 支出事務において、講師謝金5件(500,000円)の支払に当たり、所得税法に基づく所得税51,050円を源泉徴収し	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、所得税の課税対象かどうかの確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、所得税法の規定に基づき適切に事務処理が行われるよう取扱

		<p>ていなかった。</p> <p>2 契約事務において、総合リハビリテーションセンター再整備事業(建築確認関係等)業務委託(契約金額 26,300,000 円)の契約の締結に当たり、会計局長通知により例外的に遡及条項を設けることを認められた要件に該当しないにもかかわらず、契約期間の始期を契約締結日前に設定していた。</p>	<p>いの徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、会計局長通知の理解及び契約事務の進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、会計関係通知の理解の向上を図るとともに、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
保健医療部 健康危機管理課	平成 26 年 8 月 20 日(平成 26 年 7 月 4 日職 員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>物品管理事務において、ベッド 10 点(帳簿価額(単価)51,030 円)及びストレッチャー 10 点(帳簿価額(単価)54,600 円)を備品台帳に記録しておらず、コンテナ 2 点(帳簿価額(単価)2,703,750 円)の数量及び帳簿価額を誤って記録していた。</p>	<p>不適切事項については、備品台帳の記録に関し、複数の職員の確認が不十分であったことによるものであり、職員調査終了後、直ちに備品台帳の補正を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
保健医療部 県立病院課	平成 26 年 8 月 20 日(平成 26 年 7 月 7 日職 員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、総合リハビリテーションセンター再整備事業(建築確認関係等)業務委託(契約金額 26,300,000 円)の契約の締結に当たり、会計局長通知により例外的に遡及条項を設けることを認められた要件に該当しないにもかかわらず、契約期間の始期を契約締結日前に設定していた。</p>	<p>不適切事項については、会計局長通知の理解及び契約事務の進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、会計関係通知の理解の向上を図るとともに、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

<p>保健医療部 健康増進課</p>	<p>平成 26 年 8 月 20 日（平成 26 年 7 月 7 日職 員調査）</p>	<p>（不適切事項） 支出事務において、講師 謝金 5 件（500,000 円）の 支払に当たり、所得税法に 基づく所得税 51,050 円を 源泉徴収していなかった。</p>	<p>不適切事項については、所得税の 課税対象かどうかの確認が不十分で あったことによるものである。 今後は、このようなことがないよ う、所得税法の規定に基づき適切に 事務処理が行われるよう取扱いの徹 底を図るとともに、複数の職員によ る確認体制を強化することにより、 適正な事務執行に努めることとし た。</p>
<p>保健医療部 保健人材課</p>	<p>平成 26 年 8 月 20 日（平成 26 年 7 月 9 日職 員調査）</p>	<p>（不適切事項） 契約事務において、離職 看護師等の地域共同就業 支援モデル事業委託（契約 金額 11,890,578 円）の実 施に当たり、受託者が再委 託契約を締結する際に必要 な個人情報保護に係る 提出書類を受託者から受 領していないなど事務処 理が不適切であった。</p>	<p>不適切事項については、契約で定 める提出書類の確認が不十分であ ったことによるものである。 今後は、このようなことがないよ う、複数の職員による確認を徹底す ることにより、適正な事務執行に努 めることとした。</p>
<p>保健医療部 保健予防課</p>	<p>平成 26 年 8 月 20 日（平成 26 年 7 月 8 日職 員調査）</p>	<p>（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、 事務処理が著しく不適切 であった。 1 支出事務において、こ ころといのちを守る訪 問支援（アウトリーチ） 事業業務委託料の支払 に当たり、事務所家賃及 び駐車場賃料各 1 箇月 相当額 242,550 円を過 大に支払っていた。 2 契約事務において、神 経難病患者等受入病床 確保委託事業 6 件（契約 金額 15,421,420 円）の 契約の締結に当たり、契 約期間の開始日を 4 月 1 日とする契約を会計 局長通知に反し 6 月に 締結していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとお り措置した。 1 支出事務については、事業経費 の確認が不十分であったことによ るものであり、過払い分について は、平成 26 年 11 月 18 日に相手方 から返納された。 今後は、このようなことがない よう、複数の職員による確認を徹 底することにより、適正な事務執 行に努めることとした。 2 契約事務については、会計局長 通知の理解及び契約事務の進行管 理が不十分であったことによるも のである。 今後は、このようなことがない よう、会計関係通知の理解の向上 を図るとともに、適正な事務執行 に努めることとした。</p>

福祉部高齢施設課	平成 26 年 8 月 20 日 (平成 26 年 6 月 27 日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、普通財産の貸付に係る貸付料の調定が 3 月を超えて遅れているものが 8 件、74,994 円あった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表を複数の職員で確認し、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
福祉部介護保険課	平成 26 年 8 月 20 日 (平成 26 年 6 月 26 日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、介護サービス情報の公表手数料及び調査手数料について、平成 24 年度中に還付すべきところ、平成 25 年度に還付しているものが 19 件、221,600 円あった。	不適切事項については、還付事務における進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、還付台帳を見直し、還付状況や処理期限等を把握するとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
生活衛生部薬務課	平成 26 年 8 月 20 日 (平成 26 年 7 月 11 日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、時間外勤務手当 2 件、22,660 円を支給していなかった。	不適切事項の時間外勤務手当については、平成 26 年 9 月 16 日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所	平成 26 年 5 月 20 日 (平成 26 年 5 月 19 日及び同月 20 日職員調査)	(不適切事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 収入事務において、生活保護法に定める生活保護費の返還金の徴収に当たり、期限までに納付しない者に対し、督促状を発行していないものが 2 件、86,600 円、納付期限後 20 日以内に発行していないものが 18 件、2,353,600 円あ	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表を複数の職員で確認し、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、設計書作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。

		<p>た。</p> <p>2 契約事務において、庁舎清掃業務委託の契約（契約金額 1,646,400 円）に当たり、設計額の積算を誤り、設計額が 597,000 円過大のまま契約を締結していた。</p>	<p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県精神保健福祉センター	平成 26 年 3 月 17 日（平成 26 年 3 月 14 日及び同月 17 日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、宿直用寝具の賃貸借契約（契約金額 473,917 円（概算総価））の締結に当たり、見積合せをすべきところ、一者からのみ見積書を徴し契約していた。</p>	<p>不適切事項については、神奈川県財務規則等関係規定の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立保健福祉大学	平成 26 年 4 月 25 日（平成 26 年 4 月 24 日及び同月 25 日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 車両の賃貸借契約の切替に当たり、入札手続等の遅れにより、新たな賃貸借契約の始期までの 2 箇月間をレンタカーで対応していたことにより、賃貸借契約に基づく賃借料（月額 58,800 円）と比べて割高なレンタカーの賃借料（月額 108,675 円）を支払っていた。</p> <p>2 上記レンタカーの賃貸借契約（契約金額 217,350 円）の締結に当たり、仕様の検討が不十分であったため、仕様が大きく異なる車両により見積合せを行っていた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 車両の賃貸借契約の切替については、入札事務の進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、新年度当初から早期の執行が進められるよう計画的に業務を遂行することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 車両の賃貸借契約の仕様については、内容についての検討が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、仕様の検討を十分行い、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

神奈川県立 保健福祉大 学実践教育 センター	平成 26 年 4 月 25 日 (平成 26 年 4 月 23 日職 員調査)	(不適切事項) 収入事務において、現金 領収に係る会計員から出 納員への引継に当たり、領 収日当日に引き継ぐべき ところ、2 日以上の間を おいて引き継がれている ものが 70 件、219,400 円 あった。	不適切事項については、関係規定 の理解が不十分であったことによる ものである。 今後は、このようなことがないよ う、関係規定の周知徹底を図ること により、適正な事務執行に努めるこ ととした。
---------------------------------	---	---	---

(7) 産業労働局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立 西部総合職 業技術校	平成 26 年 5 月 14 日 (平成 26 年 5 月 13 日及 び同月 14 日職 員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、 寄附により取得した精密 石定盤 1 点 (評価額 63,000 円) を備品台帳に 記録していなかった。	不適切事項については、物品管理 関係規定の理解が不十分であった ことによるものであり、定期監査 後、速やかに所要の手続を行った。 今後は、このようなことがないよ う、関係規定の理解の向上を図ると ともに、複数の職員による確認を徹 底することにより、適正な事務執行 に努めることとした。

(8) 県土整備局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
事業管理部 県土整備経 理課	平成 26 年 8 月 5 日 (平成 26 年 6 月 20 日職 員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、研 修会の受講料 (47,000 円) の執行に当たり、資料代 (20,000 円) 分について は支出科目を需用費とす べきところ、全て負担金、 補助及び交付金で執行し ていた。 (要改善事項) 「1 市町村等から工事 の執行等の業務を受託す る際に徴収する委託金に 係る事務費の算定方法に 関する件」 県土整備局が市町村等 から工事の執行等の業務	不適切事項については、神奈川県 財務規則等の理解が不十分であった ことによるものである。 今後は、このようなことがないよ う、関係規定等に関する理解の向上 を図るとともに、複数の職員による 確認を徹底することにより、適正な 事務執行に努めることとした。 要改善事項については、次のとお り措置した。 1 工事等受託事務取扱要領の定め については、平成 26 年 8 月 20 日 に工事等受託事務取扱要領を改正 し、受託業務に直接要する経費に 4%を算定することを明記するよ

		<p>を受託する際の手続を規定した工事等受託事務取扱要領の定めに十分でないものがあつた。</p> <p>(以下省略)</p> <p>「2 「土木事務所における災害応急工事の早期の契約締結のための事務処理手法に関する件」</p> <p>土木事務所における災害応急工事の契約に当たり、契約締結日が工事着工日より数箇月後となっている事案が散見された。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>う見直した。</p> <p>2 災害応急工事等の早期契約については、災害応急工事に係る事務取扱を作成し、災害応急工事の早期契約の徹底を各土木事務所に周知することとした。</p>
--	--	--	---

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県横浜川崎治水事務所	平成 26 年 4 月 17 日(平成 26 年 4 月 16 日及び同月 17 日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、公用自動車運行管理業務委託契約(契約金額 9,576,000 円)の締結に当たり、契約金額の積算根拠となる基本管理日の日数を契約書に明記していなかった。また、契約の一要素である基本管理日外管理委託料の算定方法を入札時に明示していなかった。</p>	<p>不適切事項のうち、基本管理日の日数については、契約に係る重要事項についての理解不足により、基本管理日外委託料については、入札時に金額または算定方法を明示する必要があると認識していなかったため記載を漏らしたものである。</p> <p>平成 26 年度は、基本管理日については、変更契約を行い日数を明記するとともに、基本管理日外委託料は、契約前に算定方法を定めた。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数職員による確認の徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県流域下水道整備事務所	平成 26 年 3 月 18 日(平成 26 年 3 月 17 日及び同月 18 日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 契約事務において、産業廃棄物処理委託契約(契約金額 50,400 円)に基づく産業廃棄物の引渡しに当たり、産業廃棄物管理票を交付すべ</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、産業廃棄物処理に係る法令の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定等の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

		<p>きところ、これを交付していないものが27件あった。</p> <p>2 庶務事務において、時間外勤務手当1件、6,137円を支給していなかった。</p>	<p>2 時間外勤務手当については、平成26年4月16日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県住宅営繕事務所	平成26年8月6日(平成26年5月28日から同月30日まで職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 予算の執行において、シルバーハウジング緊急システム等に係る分担金の収入に当たり、予算科目を誤っているものが9件、4,270,688円あった。</p> <p>2 収入事務において、領収した現金を、神奈川県財務規則で定める納付期限内に指定金融機関に納付していないものが1件、1,220円あった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、関係規定の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(9) 会計局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
会計局会計課	平成26年7月22日(平成26年6月13日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費2件、400円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項の旅費については、平成26年7月15日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、公務出張における所定の手続の厳守を周知徹底するとともに、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(10) 企業局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
水道部計画課	平成26年7月17日(平成26年5月20日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、平成25年度に処分した衛星携帯電話機に係る固定資産台帳の整理(8,925円)を当該年度中に行わなかったため、同台帳に現有資産を適切に反映していなかった。	不適切事項については、関係法規等の理解が不十分であったことによるものである。 当該固定資産の台帳の整理については、職員調査後速やかに実施し、平成26年5月27日付けで完了した。 今後は、このようなことがないよう、関係法規等に関する理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業庁寒川浄水場	平成26年5月9日(平成26年5月8日及び同月9日職員調査)	(不適切事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 予算の執行において、寒川浄水場他庁舎清掃業務委託ほか1件(契約金額20,370,000円)の契約の締結に当たり、契約当事者及び契約金額を記載した契約書案文に係る支出負担行為権者の決裁を得ていないなど事務処理が不適切であった。 2 歳計外現金事務において、源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の納付に当たり、法定期限後に納付しているものが2件、31,990円あった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、神奈川県公営企業財務規程等の理解が不十分であったことから、支出負担・支出命令票で契約書の案文を伺うところ、入札執行伺いに決裁を得て契約を締結したものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の周知徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 預り金事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。